

平成 29 年度第 1 回門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会会議録

会議名称	平成 29 年度第 1 回門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会
開催日時	平成 29 年 5 月 12 日（金）午後 3 時 00 分～3 時 40 分
開催場所	門真市立文化会館 第 3 会議室
出席者	（副委員長）松宮副委員長 （委員）西村委員、原委員、水野委員、三村委員、牧菌委員 【出席人数 6 人／全 7 人中】 （事務局）寺西教育部総括参事、清水社会教育課長補佐、石原学校教育課副参事、松本社会教育課主査、山下社会教育課主査
議 題 （内 容）	第 6 回門真市中学生英語プレゼンテーションの報告 第 6 回門真市中学生海外派遣研修について 第 7 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストについて 今後のスケジュールについて
傍聴者数	－（門真市情報公開条例第 6 条第 5 号に定める不開示情報に該当するため、非公開）
担当部署	（担当課名）教育部 社会教育課 （電 話）06-6902-7139（直通）

<事務局>

それでは、ただいまより平成 29 年度第 1 回門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会を開催いたします。

まず初めに、人事異動により委員の一部に変更がございましたので、事務局より改めまして委員の皆様方をご紹介します。

追手門学院大学国際教養学部長・国際交流教育センター長 松宮新吾教授でございます。

関西外国語大学英語国際学部 西村 孝彦（にしむら たかひこ）教授でございます。

追手門学院大学国際教養学部、原 めぐみ（はら めぐみ）講師でございます。

教育委員会事務局教育部次長、水野 知加子（みずの ちかこ）でございます。

学校教育課長、三村 泰久（みむら やすひさ）でございます。

社会教育課長、牧菌 友広（まきぞの ともひろ）でございます。

本日、委員の教育部長、満永 誠一（みつなが せいいち）は欠席しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

教育部総括参事、寺西でございます。社会教育課課長補佐、清水でございます。

学校教育課副参事、石原でございます。社会教育課、松本でございます。最後に私、社会教育課、山下でございます。よろしくお願いいたします。

つづきまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず、第1回推進委員会議事次第です。

1 ページ、資料1、門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会名簿です。

2 ページから5 ページ、資料2、審議会等の会議の公開に関する指針です。

6 ページから8 ページ、資料3、門真市情報公開条例（抜粋）です。

9 ページから11 ページ、資料4、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則です。

12 ページ、資料5、第6回門真市中學生英語プレゼンテーションコンテスト概要報告です。

13 ページから15 ページ、資料6-1、第6回門真市中學生英語プレゼンテーションコンテストアンケート（二次審査事前研修配布）集計結果です。

16 ページから19 ページ、資料6-2、第6回門真市中學生英語プレゼンテーションコンテストアンケート（発表者用）集計結果です。

20 ページから23 ページ、資料6-3、第6回門真市中學生英語プレゼンテーションコンテストアンケート（発表者保護者用）集計結果です。

24 ページから25 ページ、資料6-4、第6回門真市中學生英語プレゼンテーションコンテストアンケート（英語教員用）集計結果です。

26 ページから29 ページ、資料6-5、第6回門真市中學生英語プレゼンテーションコンテストアンケート（コンテスト来場者用）集計結果です。

30 ページから33 ページ、資料7、平成28年度門真市めざせ世界へはばたけ事業評

価表です。

34 ページから 35 ページ、資料 8、第 6 回門真市中学生海外派遣研修行程表（予定）です。

36 ページから 38 ページ、資料 9、第 7 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト実施要項（案）です。

39 ページから 40 ページ、資料 10、第 7 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト一次審査実施要項（案）です。

41 ページ、資料 11、第 7 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト二次審査実施要領（案）です。

42 ページから 44 ページ、資料 12、第 7 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト審査実施要領（案）です。

45 ページ、資料 13、平成 29 年度めざせ世界へはばたけ事業改善（案）です。

46 ページ、資料 14、平成 29 年度めざせ世界へはばたけ事業予定（案）です。

そのほか、別紙 1 が第 7 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト応募用紙（案）、別紙 2 が第 6 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト応募用紙です。別紙 2 は昨年度の応募用紙となります。最後に、別紙 3 が中学生英語プレゼンテーションコンテスト【指導用サンプル】です。

お手元がないものがございましたら、ご連絡いただきますようお願いします。

それでは、案件 1 「委員長、副委員長の選出」に入りたいと思います。

お手元にございます資料の 9 ページ、資料 4 をご覧ください。

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則第 4 条の規定により、委員長及び副委員長は互選により定めることとなっておりますことから、委員の皆様により互選していただきたく、存じます。皆様、いかがでしょうか。

<牧菌委員>

委員長には満永委員を、副委員長には昨年同様、松宮委員を推薦します。

<事務局>

ありがとうございます。ただいま、牧菌委員から委員長に満永委員、副委員長に松宮委員をとのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

<推進委員>

異議なし

<事務局>

ただいま、異議なしの声をいただきましたので、委員長は、満永委員に、副委員長は、松宮委員にお願いしたいと思います。ただし、満永委員長は本日欠席しておりますので、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則第4条3項の規定により、松宮副委員長に委員長の代理をしていただきたいと思います。松宮副委員長、席の移動をお願いします。

それでは、今後の議事運営を松宮副委員長にお願いしたいと存じます。副委員長よろしくお願ひいたします。

<松宮副委員長>

それでは、本日、満永委員長が欠席ということですので規定にしたがいまして私が本委員会の議事を進行していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。このめざせ世界へはばたけ事業に関しましては内容的に充実していますし、しっかりと成果を生み出すことができている非常にユニークな事業であると認識しております。また、この事業が、門真市のみならず他の市町村、教育委員会から注目されているということもお伺ひしております。参加した中学生もすでに、高校そして大学に入っていくという、歴史というか長い期間の中での成果というのも評価検証することができる、それだけの実績を持った事業だと考えております。そういうことを考えますと今後さらにこれをどういうふう継続・発展していくかということ、そして、学校教育、英

語教育そのものを改善していく一つの大きな起爆剤にしていくという当初の趣旨があったと思いますが、そこに再び立ち返って今年度の派遣する学生の選定、来年度の募集といった大きな枠組みの中で、当初の趣旨に立ち返りながら事業そのものを充実させていきたいと思っております。どうぞ皆様のご理解ご協力を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは案件2、本推進委員会の公開・非公開について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

本市におきましては、お手元の資料の2ページ、資料2「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当にそこなわれる恐れがあることから、非公開とすることが適切と考えております。このことについて、ご検討をお願いいたします。

<松宮副委員長>

ただいま、事務局から会議を非公開とすることが適切との提案がありましたが、いかがでしょうか。

<推進委員>

異議なし

<松宮副委員長>

それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開とします。続きまして、本委員会の会議録について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

本委員会の会議録につきましては、3ページ、資料2「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、会議録を公表します。また、会議録の作成につき

ましては、6 ページ、資料 3 「門真市情報公開条例（抜粋）」の第 6 条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮したうえ、全文筆記で作成したいと存じます。

<松宮副委員長>

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。

<推進委員>

異議なし

<松宮副委員長>

それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公表は事務局案のとおり行います。つぎに、案件 3. 第 6 回プレゼンテーションコンテストの報告について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

それでは、ご報告いたします。12 ページ、資料 5 をご覧ください。

第 6 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストは、平成 29 年 2 月 26 日（日）に開催いたしました。当日来場者数は、238 名で会場の定員を超える程の来場者があり、立ち見が出る程でした。見たいプレゼンテーションだけを見るなど、ポイントを絞って見られる方が多く、来場者の入れ替わりが多く見受けられました。

応募者数は 773 名で、内訳は、第二中学校が 217 名、第三中学校が 18 名、第四中学校が 186 名、第五中学校が 134 名、第七中学校が 106 名、門真はすはな中学校が 105 名、私立中学校が 7 名となります。

次に、一次審査（書類）通過者 60 名（うち 4 名辞退）、二次審査（面接）通過者 18 名となります。コンテストの出場者は、18 名で、受賞者の内訳は、最優秀賞 1 名、優秀賞 8 名、奨励賞 9 名となります。詳細については、資料のとおりとなります。以上

で報告を終わります。

<松宮副委員長>

ありがとうございました。何かこの件につきましてご質問等ございませんでしょうか？

参考でけっこうですけど、来場者数について、ポイントをしばって「見たいプレゼンテーションだけ」という方が多かったということですが、この数値はのべ人数と把握しておりますが、昨年度と比較してどのようになっていますか？

<事務局>

昨年が250名ですので、微減となっております。

<松宮副委員長>

昨年は1000名を超えているような印象がありましたが、その数値はのべ人数ですか？実数ですか？

<事務局>

パンフレットの配布数を、来場者数としております。

<松宮副委員長>

なるほど、その数が250から238ですので、あまり変わらなかったということですね。

<事務局>

そのとおりです。

<松宮副委員長>

わかりました。ありがとうございます。それではほかに質問ございませんでしょうか？

それでは、次の案件に移らせていただきたいと思います。

次の案件、第6回門真市中学生海外派遣研修について、事務局よりご説明をお願い

します。

<事務局>

それでは、ご説明いたします。34 ページ、資料 8 をご覧ください。第 6 回門真市中学生海外派遣研修は、平成 29 年 7 月 29 日（土）から 8 月 7 日（月）までの 10 日間、第 6 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト出場者の内 9 名と引率職員 2 名、そして添乗員 1 名が同行して、オーストラリア、アデレード市へ行く予定となっております。門真市立第五中学校の坂口先生と教育部の職員 1 人が引率職員として同行いたします。研修先は、昨年度と同様のチャールズ・キャンベル・カレッジです。海外派遣研修に先立ち、事前研修を 3 回行います。事前研修では、市内中学校英語教員、追手門学院大学の学生、先輩海外派遣研修生の協力を得て、研修生が持ってきた家族や学校、大切にしている物の写真を英語で説明する練習やホームステイでの英会話の練習を行います。3 回目の事前研修では、松宮教授のご協力を得て、現地校とスカイプ交流を行う予定にしております。

現地オーストラリアでは、1 ホストファミリーに 1 名の研修生がステイする形を取り、学校では、バディと呼ばれる学生についてもらい、一緒に授業を受けます。また、課外学習では、クリーランド野生動物保護区や南オーストラリア州立博物館を見学し、フェアウェルパーティーでは、研修生によるプレゼンテーションを行います。

帰りのシンガポールでのトランジットでは、異文化学習を目的にシンガポールの文化研究施設を見学する予定にしております。

<松宮副委員長>

ありがとうございました。この本年度の研修プログラムにつきまして何かご質問等ございませんでしょうか？

それでは今ご説明いただきました中で、事前研修にスカイプ研修が予定されていたかと思いますが、これに関しまして今、私の方でチャールズ・キャンベル・カレッジ

と調整しているところでございます。といいますのも、事務局の方で予定しております7月21日はちょうどサウスオーストラリア州の小・中・高が休業期となっており、7月24日から新しい学期が始まります。メールの方でやりとりをしてしているのですが、可能な範囲で門真市の方で調整して、日程を後ろにずらすという方向で調整をしています。ですので、この日程はあくまで予定ということで了解いただきたいと思っております。可能であればご家族の方にも参加していただきながら実際のむこうの様子も把握していただければと思っております。

また、今年の海外派遣研修行程に関しましては、オーストラリアの現地文化学習ということで、おそらくこの中にはアボリジニの文化体験も入ってきますし、シンガポールの方でも、トランジットの時間が6、7時間ございますので空港から出て、シンガポールの文化も体験するといった幅のあるプログラムを展開していただけると聞いておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

ほかの委員の皆様、ほかに意見はございませんでしょうか？よろしいですか。それでは次の案件、今年度の第7回プレゼンテーションコンテストについて、事務局よりご説明をお願いします。

<事務局>

案件5. 第7回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストについて

それでは、ご説明いたします。本推進委員会では、今回7回目を迎えるに当たり、改めて応募・審査方法、実施内容についてご検討いただきたいと考えております。

まず、36ページ、資料9をご覧ください。第7回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト実施要項（案）についてご説明いたします。昨年度との変更箇所は、網掛け部分となります。

37ページ、9. 一次審査（書類審査）の箇所、上から3行目「※ただし、盗作と認められるものについては、不通過とします」の一文を加えております。まれに、盗作

と思われる物を提出してくる応募者がいますので、その対策です。またその下、9の(3)以前は、「200字以上300字以下」と記載していたものを、発表内容に柔軟性を持たせるため、変更しております。次に9の(4)ですが、これも以前は「50語以上120語以下」としていたものを先ほどの(3)の字数増にともなって、語数を増やしております。

また、「英語の文章、及びその日本語説明」としていたものを、「英語の文章、及びその日本語訳」という表現に変更しております。これは、日本語説明の部分を応募理由と同じなどと記載する生徒が多くみられたため、このように変更しております。次にその下9の(5)ですが以前は「必要事項の記入及び参加資格を満たしているか確認します、英語による概要、及び日本語による理由に対し、審査を行います」としていたのですが、必要事項にもれがあったり、参加資格を満たしていない場合は、その段階で不通過にしておりましたので、それは確認ではなく事実上の審査であろうと考えまして、この案のように文言修正しております。

続きまして、12.プレゼンテーション研修(2)予定日時ですが、これは、プレゼンテーションの準備を早められないか、という意見がアンケートの中にありまして、以前は1月以降としていたものを、12月以降に早めております。

次に、第7回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト応募用紙(案)について説明します。別紙1をご覧ください。応募理由の文字数増加、発表内容の語数増加、また、発表内容の日本語訳と変更したことにより、2ページ目、3ページ目を変更しております。別紙2に前年度の応募用紙を添付しておりますので、参考資料としてご覧ください。

次に、第7回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト一次審査実施要領(案)について説明します。資料10をご覧ください。変更点は2点です。まず2.審査項目に関してですが、これは先ほども説明しましたとおり、応募用紙の変更を受けまして、審査実施要領も変更しております。また、3.審査方法の(4)結果通知です

が、これは以前は「一次審査の可否は応募者への通知により連絡する」とあったものを通過者のみへの通知に変更しております。これは事務の簡素化を目指しての変更でございます。

次に指導用サンプルについて説明します。別紙3をご覧ください。こちらは、教員が生徒に対して、文章の構成や書き方等についてモデルを示す等の支援・指導を行ううへでご活用いただくために、昨年度より作成し、配布しております。

そして、海外派遣研修中に、ホームシックにかかる生徒が近年増加しているため、その対策として、海外派遣研修の事前研修の内容に、英会話練習だけでなく、海外生活における精神面や生活面での支えとなる内容を盛り込みます。

最後に、第7回プレゼンテーションコンテストの審査員に関してですが、追手門学院大学 松宮新吾（まつみやしんご）教授、大阪国際大学 久保由加里（くぼゆかり）准教授、大阪府教育センター 信田清志（のぶたきよし）主任指導主事、門真市教育委員会 桜井智恵子（さくらいちえこ）教育委員、久木元秀平（くきもとしゅうへい）教育長、質問者には、関西外国語大学 西村孝彦（にしむらたかひこ）教授ともう1名お願いする予定にしております。もう1名の質問者は現在検討中でございます。審査員長は、例年同様、松宮教授にお願いしたいと考えております。

以上、平成29年度めざせ世界へはばたけ事業（案）でございます。先ほど申し上げました改善点については、45ページ、資料13にまとめておりますので、またご確認ください。

<松宮副委員長>

ありがとうございました。何かこれらの件につきましてご質問等ございませんでしょうか？

<事務局>

事務局から1点ございます。実施要項変更のところで「※ただし、盗作と認められ

るものについては、不通過とします」という文言を今回、改善案としてつけ加えているのですが、実際、盗作と判断された時点ですべてを不通過ということにするのか、一度審査にかけるべきなのか、今回ただし書きを追加したものの判断に迷う部分もありまして、この点に関してご意見を頂けるとありがたいと思っております。

<松宮副委員長>

37 ページ、9. 一次審査（書類審査）の箇所、上から3行目のところ、新たに追加された項目です。「※ただし、盗作と認められるものについては、不通過とします。」

まず、これに関しまして文言の中に「盗作」という強い言葉があるのですが、感覚的にいかがでしょうか？実施要項に関しましては中学校に配布しますから、中学生の目にもとまるということになります。感覚的に、こういう場合に使う言葉としては「盗用」あるいは「剽窃」を使うかと思います。といいますのも「盗作」というのは作品そのものというニュアンスが入ってきますので、感覚としていかがでしょうか？言葉として「盗用」あるいは「剽窃」が一般的にふさわしいかと思いますが、いかがでしょうか？「盗作」と言ってしまいますと、限定的になってしまいます。何か一部分でも友達のものから写した、これは「盗用」ということになります。「剽窃」という言葉もありますが中学生にわかるかという問題もありますので「盗用」くらいの方が「盗作」よりもいいような気がするのですがいかがでしょうか？

<三村委員>

おそらく具体的には友達同士で「ちょっと見せてよ」という感じでそのまま写しているというパターンが多いので、先ほど松宮副委員長のおっしゃられた「盗用」というふうになるかと思います。中学生にも「盗用」という方がわかりやすいと思います。

<松宮副委員長>

なるほど。もしこれでよろしければ、今の議論もふまえて、事務局の方でご検討ください。

つづきまして、審査の方法ですが、実際に盗作が認められたといった場合について、これは実務的な問題になるのですが、皆様、いかがでしょう？

<牧菌委員>

今の書き方ですと「不通過とします」ということになっていますが、これでは盗用と思われるものが、すべて不通過になることがあると思います。たとえば、友達のものを写した時、どちらの方が写したのか、どちらが原本なのか、判断に迷うところです。

<西村委員>

「盗用してはいけませんよ」ということを周知徹底する文言だと私は思っています。盗用したからといってそれを不通過、というわけではないですよ？最終、総合判断になりますよね？私はそう思いますけどね。「総合判断で不通過でした」というのはありでしょうが、「盗用したから不通過です」と決めてしまえるのかどうか。これは難しいと思います。ですので、あくまで「盗用してはいけません」という周知の文言で、盗用と認められたら、総合判断で不通過という形が一番いいかなと思います。

<松宮副委員長>

何か他にご意見はございますか？いわゆる学校教育の現場において、人のアイデアを盗るとか、コピー&ペーストをするというのは今の社会では絶対に許されない行為ということになります。それで、友達のものを写した、写させた、となるとどちらが写してどちらが写させたという判断ができないだろう、ということで、実際にそれをどういうふうに評価するのか非常に大切な事ですよ。また700通以上応募がある中である程度、明確な基準を示さないといけない。情報開示を求められた場合、「なぜ一次通過できなかったのか」というのがわからないといけない。そのあたりの意見をいただければと思います。

まあA中学、B中学という別の中学では起こりにくい問題かと思います。

そういったところは特に指導される担任の先生ですとか、英語科の先生が指導してくれているとは思いますが、皆様いかがでしょう？実際にこの一次審査のペーパーを読まれるのは事務局の方が中心になって、分担されると思いますが、例えば昨年の例で明らかな盗用と感じられるものがあったわけですね。

<事務局>

そうですね。

<松宮副委員長>

盗用がもし、発覚、といいますか、審査員で見ると内容的に類似しているという場合があった時の判断ですね。指導はきちんとやっていただくという意味でこの文言を入れるというのは非常に効果的でありますし、それがわかった段階でどういふふうの評価するか、ということですよね。ですから、盗用と認められたとき、事務局側でそう判断された時には一次不通過ということですね。

<西村委員>

文言の表現はこのままでいいと思います。これは注意喚起、周知徹底になりますので。「これはやってはいけませんよ」という簡単な注意ではいけないので、この文言でいいと思います。あとの判断は難しいですね。

<松宮副委員長>

他の委員さん意見はございませんか？なければ、事務局側、審査する側で明らかに盗用と複数の目で確認できた場合にはA B、あるいはA B C 3点出てくるかもしれませんが、酷似した内容であった場合には一次審査の段階で総合的に判断して不通過ということよろしいですか？

では、文言に関しては「盗作」を「盗用」とし、盗用したものについては不通過、一次通過できないものとして各学校に示し、校長会等を通じて趣旨の理解を徹底していただき、あらたにこの点を追加したことをお願いしていただければと思います。

それ以外に何かご意見はございませんか？

それでは、事務局は、修正箇所を盛り込んでコンテストの実施を行ってください。

特に新たに追加した点に関しましては、先ほど申し上げましたとおり校長会等を通じて、内容や趣旨の理解を徹底していただいて、指導をしっかりと入れていただいた上での実施をお願いしたいと思います。

それでは、最後に案件6. 今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

今後のスケジュールについてご説明いたします。46 ページ、資料 14 をご覧ください。海外派遣研修の事前研修については、昨年同様、計 3 回の事前研修を行います。第 1 回を 6 月 3 日（土）に、第 2 回を 6 月 24 日（土）に行い、第 3 回は再度調整いたします。第 3 回においては、スカイプ交流を行う予定です。また、海外派遣研修については、7 月 29 日（土）から 8 月 7 日（月）までの期間で実施し、8 月 26 日（土）には、帰国後交流会を行います。

第 7 回プレゼンテーションコンテストは、7 月の広報等におきまして募集を開始いたします。9 月 22 日（金）に出場者の募集を終了し、10 月上旬に書類審査、12 月上旬に面接審査を実施いたします。第 7 回プレゼンテーションコンテストについては、平成 30 年 2 月 25 日（日）に開催いたします。コンテスト前には、昨年同様、計 4 回の事前研修を行います。事前研修については、今年度より 12 月下旬より行う予定です。

第 2 回門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会の開催は、平成 30 年 2 月上旬から中旬を考えております。ここでは、海外派遣研修などの実施報告とプレゼンテーションコンテストの進捗状況について報告し、コンテスト最終審査当日の確認をお願いする予定としております。日程につきましては、改めてメールにてご調整をさせ

ていただく予定にしております。以上で、説明を終わります。

<松宮副委員長>

ありがとうございました。何か事務局に確認しておくことはありませんか。よろしいでしょうか？今回も研修というのがしっかり組まれています。この研修というのが重要な役割を果たしております。

現状を申し上げますと今週の木曜日に大学生に対してボランティア活動のアナウンスを行いました。その結果もう数通のメールが来ていると聞いております。

ただすべての日程ではなく、まず前半、いわゆる派遣の研修、それから後半部分の選考にのための研修、前半部分は大学の試験期間と重なっているのですが、それでもすでに希望が出てきているというふうに教務の方からも聞いておりますので、また大学生のボランティアの助けを借りながらやっていきたいと思えます。それからスカイプの交流模擬練習がありますがなるべくリアリティを出すために大学からつないでみるという方法もあります。大学が交流の組織を持っておりまして、そこの外国人や交換留学生と直接つないでみるということもできます。従来の、隣の部屋どうしというものではなく、かなりリアルな状態、オーストラリアとつなぐのと同じような状態でできるかもしれませんので、少し工夫をさせていただきます。

本日の門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会、前半が今年派遣する派遣団に関する研修について、後半が今年度の新しい応募、選考のプロセスについてでしたが、何か意見はございませんか？

<西村委員>

1点だけよろしいですか。本当に毎回、素晴らしいプレゼンテーションコンテストで1回目から6回目まで毎回盛り上がって、先生方もたくさん関わってきて、素晴らしい発表、素晴らしい事業だと思いますが、毎回見ていて、去年なんかでも学生のがんばりが本当にすごくて甲乙つけがたいレベルでした。応募数も773人で、最後の

18人に残るだけでもすごいことですよね。しかし、この18人の中でも9人がオーストラリアに行ってあとは奨励賞だけですよね。結果発表の時にあとの9名のがんばりももう少し評価してあげるとか、副賞をもっと考えてあげるとか、最後の18名に残ったことが素晴らしいことだよという点で、オーストラリアに行けなかった9名にももう少し何かしてあげられないのかな、というのはここ2、3年、特に思っています。ですので、予算措置も含めて何か考えていただけると、奨励賞の9名の学生の今後のモチベーションももっと上がってくると考えています。

<松宮副委員長>

西村委員から、派遣される予定の9名と奨励賞だけの9名というあたりでもう少し手厚いケアができないだろうか、という意見がありました。もちろん予算の件もありますでしょうが、事務局や推進委員会の方で検討していければと思っております。しかし、今年度の予算は決まっていますよね？その予算の中でのやりくりというのが、どの程度可能なのか。あるいは今の世の中、寄付金がかなり効果をあげています。門真市内在住の方や企業、協賛いただけたところからの寄付をお願いするというのはいっ大きなものになると思います。1件でも寄付があれば参加者に対する副賞などにも生かしていただけます。新たに寄付をお願いすることもできると思いますので、そのあたりも含めて事務局の方でも検討お願いできますでしょうか。今年度は予算が決まっておりますので、その中での予算のやりくり、資金の運用という意味で可能かどうかという点、それから、あらたに寄付行為をお願いすることができるかどうか、まあ、教育委員会という公的な立場もございますのであまり大々的にはできないでしょうが、何か工夫をしていただければと思います。

そのほか何か意見はございませんでしょうか？

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回門真市目指せ世界へはばたけ事業推進委員会を終わらせていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきあり

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。